

令和5年小田原市議会9月定例会議案説明資料

(議案第49号～議案第52号)

令和5年9月1日提出

目 次

○ 条例議案

- 議案第 49 号 小田原市市税条例の一部を改正する条例…………… 1
- 議案第 50 号 小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例…………… 2
- 議案第 51 号 小田原市火災予防条例の一部を改正する条例…………… 4

○ 事件議案

- 議案第 52 号 指定管理者の指定について（小田原駅西口第 1 自転車駐車場） …… 7

條例議案說明資料

議案第 49 号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

[改正理由]

地方税法が一部改正され、一定の長寿命化に資する大規模な修繕等を行ったマンションに係る固定資産税の減額制度が新設されたことに伴い、その減額の割合を定める等のため改正する。

[内 容]

1 個人の市民税の非課税措置に係る扶養親族の範囲の整備（第 8 条関係）

地方税法が一部改正され、扶養控除の適用における国外居住親族の範囲が厳格化されることに伴い、個人の市民税の均等割の非課税措置に係る扶養親族の範囲について、これに応じた所要の規定の整備を行うこととする。

2 長寿命化に資する大規模な修繕等を行ったマンションに係る固定資産税の減額割合の設定（附則第 5 項関係）

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に長寿命化に資する大規模な修繕等の工事を行った一定の要件を満たすマンションに対し、当該工事の完了の翌年度に課する固定資産税の減額の割合は、2 分の 1 とすることとする。

[適 用]

1 個人の市民税の非課税措置に係る扶養親族の範囲の整備

令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用

2 大規模な修繕等を行ったマンションに係る固定資産税の減額割合の設定 公布の日

議案第50号

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

[改正理由]

国民健康保険法等が一部改正され、出産する被保険者に係る保険料の所得割額及び被保険者均等割額の軽減措置が新設されることに伴い、本市の保険料についてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

1 出産被保険者に係る保険料の所得割額及び被保険者均等割額の軽減（第19条の2の3関係）

被保険者が出産をする場合には、当該被保険者の属する世帯の保険料（年額）について次に掲げる額を減額することとする。

(1) 所得割額 当該被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、出産予定日の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定日の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）の月数を乗じて得た額

(2) 被保険者均等割額 被保険者均等割の保険料率の12分の1の額に、産前産後期間の月数を乗じて得た額

2 出産被保険者に係る届出（第19条の5関係）

(1) 届出書の提出

出産被保険者の属する世帯の世帯主は、世帯主及び出産被保険者に関する事項、出産の予定日並びに単胎妊娠又は多胎妊娠の別を記載した届出書に証明書類を添えて市長に提出しなければならないこととする。

(2) 届出の省略

出産被保険者について(1)の届出事項を市長が別に確認することができる場合には、出産被保険者に係る届出を省略させることができることとする。

3 保険料の軽減措置の新設に伴う規定の整備（第10条の2、第15条の5の2及び第15条の6関係）

1による保険料の軽減措置の新設に伴う所要の規定の整備を行うこととする。

4 地方税法の一部改正に伴う規定の整備（第12条及び第19条の2関係）

地方税法の条項に移動が生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する

規定を整備することとする。

[適用]

令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用

議案第 5 1 号

小田原市火災予防条例の一部を改正する条例

[改正理由]

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が一部改正され、近年の各種の蓄電池設備の普及状況等を踏まえ、合理化の観点からその設置要件等の見直しが図られることに伴い、これに応じた措置を講ずる等のため改正する。

[内 容]

1 蓄電池設備に係る設置要件等の合理化

(1) 蓄電池設備の対象範囲の変更（第 1 3 条関係）

蓄電池設備の対象となる要件について、電気の容量に係る基準を蓄電池容量（キロワット時）を単位とするほか、次のように変更することとする。

改 正 後	改 正 前
ア 蓄電池容量が 2 0 キロワット時を超えるもの	定格容量と電槽数の積の合計が 4, 8 0 0 アンペア・アワー・セル以上のもの
イ 蓄電池容量が 1 0 キロワット時を超え 2 0 キロワット時以下のもの（一定の出火防止措置が講ぜられているものを除く。）	

(2) 位置、構造及び管理の基準の整備（第 1 3 条関係）

蓄電池設備の種別及び安全性に応じ、その位置、構造及び管理の基準を整備することとする。

(3) 火を使用する設備等の届出対象の変更（第 4 4 条関係）

消防長への設置の届出を要する蓄電池設備は、蓄電池容量が 2 0 キロワット時を超えるものとする。

2 木炭を燃料とする炭火焼き器に係る離隔距離に関する基準の緩和（別表第 3 関係）

木炭を燃料とする炭火焼き器に係る建築物の部分等に対する離隔距離について、従来適用されていた炉と同等の基準を見直し、次のように定めることとする。

(単位 センチメートル)

区 分	上 方	側 方	前 方	後 方
建築物等が不燃以外の場合	100	50	50	50
建築物等が不燃の場合	80	30	—	30

3 その他

規定を整備することとする。

[適用]

令和 6 年 1 月 1 日

事 件 議 案 說 明 資 料

議案第 5 2 号

指定管理者の指定について

小田原駅西口第 1 自転車駐車場の指定管理者の候補者に係る選定過程等について

1 施設の概要

- (1) 施設名 小田原駅西口第 1 自転車駐車場
- (2) 所在地 小田原市城山一丁目 1 番 2 1 号
- (3) 開設年月日 平成 2 7 年 1 2 月 1 日
- (4) 設置目的 公共の場所における自転車等の駐車に関する秩序を確立し、自転車等の利用者の利便を図ることにより、良好な生活環境を保持するため

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の使用の許可及びその取消しその他の利用に関すること。
- (2) 施設の設備及び器具の維持管理に関すること。
- (3) 利用料金の徴収及び還付に関すること。
- (4) 施設の設置目的を達する範囲かつ指定業務の実施を妨げない範囲における指定管理者による自主的な事業に関すること。
- (5) その他施設の管理運営に必要な業務

3 指定期間

令和 5 年 1 2 月 1 日から令和 1 0 年 1 1 月 3 0 日まで

4 選定までの経過

第 1 回指定候補者選定委員会開催 (募集方法及び内容の確認)	令和 5 年 4 月 2 8 日
募集要項配布	令和 5 年 5 月 1 2 日～ 6 月 9 日
質問受付期間	令和 5 年 5 月 1 8 日～ 5 月 2 6 日
申請受付期間	令和 5 年 6 月 1 日～ 6 月 9 日
第 2 回指定候補者選定委員会開催 (申請団体のプレゼンテーション、質疑応答、採点及び選定)	令和 5 年 6 月 2 8 日

5 申請状況

団体名	所在地	主な事業内容
小田急電鉄株式会社	東京都渋谷区代々木 二丁目28番12号	鉄道事業、不動産業、その他事業

6 審査・協議の概要

小田原市自転車駐車場指定候補者選定委員会により、申請団体の審査及び協議を行った。

(1) 小田原市自転車駐車場指定候補者選定委員会の構成

区分	氏名	役職等
委員長	早川 潔	小田原市市民部長
委員	大貫 良将	小田原警察署交通第一課長
委員	青木 正次	小田原交通安全協会会長
委員	村山 智幸	神奈川県県西地域県政総合センター企画調整課長兼商工観光課長（令和5年5月31日まで）
	諸星 治哉	神奈川県県西地域県政総合センター企画調整課長兼商工観光課長（令和5年6月1日から）
委員	坂野 一良	税理士
委員	佐藤 正和	小田原市都市部長

(2) 審査・協議結果

事業計画書等の申請書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を基に、各委員が審査基準に従って申請団体を採点した。詳細は、次のとおりである。

小田急電鉄株式会社

No.	審査項目	配点	得点
1	施設等の維持管理や利用者に対する配慮が適切なのか	60	52

2	提供するサービスの向上が図られるか	90	72
3	利用料金収入の確保及び管理運営経費の縮減が図られるか	90	75
4	安定した管理運営を行うための体制及び財政基盤を有しているか	60	54
5	地域貢献・社会的貢献の取組は十分か	60	46
(合計)		360	299

この結果、小田原市自転車駐車場指定候補者選定委員会としては、小田急電鉄株式会社が指定候補者として適切であるとの結論に至った。

7 指定候補者

小田原市自転車駐車場指定候補者選定委員会における審査・協議を踏まえ、次の団体を指定候補者として選定した。

- (1) 団体名 小田急電鉄株式会社
- (2) 代表者名 代表取締役 星野 晃司
- (3) 所在地 東京都渋谷区代々木二丁目28番12号

